

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) この入札への参加者が、2社以上にならないときは、この入札を中止することがあります。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

**上下水道局規程**

**川崎市上下水道局規程第6号**

川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年7月6日

川崎市上下水道事業管理者 齋藤力良  
川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局契約規程(昭和41年水道局規程第28号)の一部を次のように改正する。

第7号様式第51条第3項(注)中「第60条第1項」を「第61条第1項」に、「第61条第1項」を「第62条第1項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

**上下水道局告示**

**川崎市上下水道局告示第13号**

川崎市排水設備指定工事店の指定の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成22年7月15日

川崎市上下水道事業管理者 齋藤力良

1 指定有効期間

平成22年7月26日から

平成27年4月30日まで

2 指定工事店

指定番号	394
商号又は名称	有限会社エイコー
営業所所在地	横浜市戸塚区深谷町1232番地
代表者氏名	宮崎 英幸
指定番号	395
商号又は名称	有限会社田中管工
営業所所在地	相模原市南区下溝2089番地7
代表者氏名	田中 喜夫
指定番号	396
商号又は名称	アクアテック有限会社
営業所所在地	川崎市中原区宮内二丁目8番13—1号
代表者氏名	山田 晋也
指定番号	398
商号又は名称	有限会社土屋興業
営業所所在地	川崎市川崎区小田栄一丁目12番15号
代表者氏名	土屋 路子
指定番号	400
商号又は名称	アクアテック株式会社
営業所所在地	横浜市瀬谷区阿久和東二丁目13番地17
代表者氏名	石山 明男
指定番号	401
商号又は名称	有限会社港水道工業所
営業所所在地	横浜市鶴見区浜町一丁目5番地の3
代表者氏名	川上 重明
指定番号	404
商号又は名称	有限会社麻生商会
営業所所在地	横浜市泉区和泉町6247番地の5
代表者氏名	麻生 隆美
指定番号	405
商号又は名称	有限会社栄工業
営業所所在地	神奈川県大和市上和田1071番地18
代表者氏名	浅田 博行
指定番号	407
商号又は名称	有限会社長尾設備
営業所所在地	川崎市多摩区长尾七丁目3番6—101号
代表者氏名	新井 洋一
指定番号	600
商号又は名称	株式会社高根設備
営業所所在地	川崎市麻生区王禅寺西五丁目18番1号
代表者氏名	高根 克巳

指定番号 601  
 商号又は名称 有限会社恵設備  
 営業所所在地 横浜市青葉区あざみ野三丁目3番地あざみ野団地7棟304号  
 代表者氏名 扇喜 恵  
 指定番号 603  
 商号又は名称 有限会社富士総業  
 営業所所在地 川崎市高津区久末534番地8  
 代表者氏名 横山 二朗  
 指定番号 604  
 商号又は名称 株式会社アサヒ設備  
 営業所所在地 相模原市中央区矢部三丁目8番13号  
 代表者氏名 芝田 茂生  
 指定番号 605  
 商号又は名称 木本建興株式会社  
 営業所所在地 相模原市中央区中央三丁目3番15号  
 代表者氏名 平田 江一  
 指定番号 606  
 商号又は名称 有限会社栄進設備工業  
 営業所所在地 横浜市鶴見区江ヶ崎町19番36号  
 代表者氏名 渡部 弘海  
 指定番号 607  
 商号又は名称 株式会社研空社  
 営業所所在地 川崎市多摩区宿河原七丁目16番11号  
 代表者氏名 及川 修  
 指定番号 608  
 商号又は名称 有限会社皆川興業  
 営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区常磐台61番55号皆川興業ビル2階  
 代表者氏名 皆川 五百城  
 指定番号 609  
 商号又は名称 株式会社根布工業  
 営業所所在地 神奈川県平塚市御殿二丁目14番26号  
 代表者氏名 根布 正  
 指定番号 610  
 商号又は名称 有限会社カシワ商会  
 営業所所在地 川崎市幸区戸手一丁目6番9号  
 代表者氏名 柏木 一郎  
 指定番号 611  
 商号又は名称 株式会社富士田・総合設備  
 営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区西谷町1285番地  
 代表者氏名 富士田 浩  
 指定番号 612  
 商号又は名称 株式会社百合丘リビング

営業所所在地 川崎市麻生区百合丘一丁目24番地5  
 代表者氏名 植松 實  
 指定番号 613  
 商号又は名称 有限会社大昭設備  
 営業所所在地 横浜市磯子区峰町666番地1  
 代表者氏名 宮崎 大治  
 指定番号 614  
 商号又は名称 合資会社カトウ商事  
 営業所所在地 神奈川県厚木市妻田北四丁目2番6号  
 代表者氏名 加藤 利夫  
 指定番号 615  
 商号又は名称 株式会社神和  
 営業所所在地 横浜市南区白金町二丁目28番地  
 代表者氏名 望月 等  
 指定番号 616  
 商号又は名称 文化興業株式会社  
 営業所所在地 神奈川県横須賀市米が浜通二丁目4番地  
 代表者氏名 大内 俊英  
 指定番号 618  
 商号又は名称 有限会社アクアライフ  
 営業所所在地 横浜市港北区日吉六丁目11番16号  
 代表者氏名 中里 和由  
 指定番号 619  
 商号又は名称 株式会社ピーアイコーポレーション  
 営業所所在地 横浜市緑区台村町772番地6  
 代表者氏名 折田 浩一  
 指定番号 620  
 商号又は名称 有限会社佐藤工業所  
 営業所所在地 横浜市港北区高田東四丁目11番21号  
 代表者氏名 佐々木 伊佐夫  
 指定番号 621  
 商号又は名称 三武設備工業株式会社  
 営業所所在地 川崎市川崎区小田三丁目12番18号  
 代表者氏名 平田 忠大  
 指定番号 622  
 商号又は名称 有限会社一由設備  
 営業所所在地 横浜市南区井土ヶ谷上町21番11号  
 代表者氏名 小豆澤 一

#### 川崎市上下水道局告示第14号

川崎市排水設備指定工事店の指定について  
 川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づ

き、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成22年7月15日

川崎市上下水道事業管理者 齋藤 力 良

1 指定有効期間

平成22年8月1日から

平成27年7月31日まで

2 指定工事店

指定番号 800

商号又は名称 株式会社昭和工業

営業所所在地 横浜市戸塚区戸塚町4668番地

代表者氏名 齋藤 芳憲

指定番号 801

商号又は名称 株式会社大五建設

営業所所在地 神奈川県綾瀬市早川1345番地38

代表者氏名 小山 健治

指定番号 802

商号又は名称 株式会社日栄エンジニアリングサ  
ービス 横浜営業所

営業所所在地 横浜市西区平沼1丁目19番12号ラ

イオンズマンション横浜第2A館  
505号室

代表者氏名 石井 博重

指定番号 803

商号又は名称 菊永建設株式会社

営業所所在地 相模原市南区麻溝台四丁目6番32  
号

代表者氏名 菊永 千博

指定番号 804

商号又は名称 株式会社ニッショウ

営業所所在地 川崎市宮前区野川1044番地

代表者氏名 濱田 里美

### 上下水道局 告 告

#### 川崎市上下水道局公告第12号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年7月6日

川崎市上下水道事業管理者 齋藤 力 良

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	施設改築等整備 藤崎1丁目500mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：川崎区中島2丁目16番地先 至：川崎区藤崎1丁目30-10番地先
	履行期間	契約の日から155日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。</p> <p>(5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」に記載されていること。</p> <p>(6) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。</p> <p>(7) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年8月9日 午前10時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	川崎市上下水道局競争入札における予定価格の事後公表の試行要綱に規定する予定価格の事後公表試行案件です。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>
-------	--

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	登戸300mm-100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：多摩区登戸1689番地先 至：多摩区登戸1890-1番地先 ほか1件
	履 行 期 間	契約の日から115日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に、業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「B」に登載されていること。 (6) 主任技術者(業種「水道施設」又は「土木」)を専任で配置できること。 (7) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年8月3日 午前11時30分(川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	施設改築等整備 生田浄水場工水2、3号さく井ポンプ、吐出弁及び逆止弁改良工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区菅4丁目4番1号ほか1箇所
	履 行 期 間	契約の日から平成23年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」、希望種目「水処理施設」に登載されていること。 (5) 監理技術者又は主任技術者(業種「機械器具設置」)を専任で配置できること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年8月9日 午前11時(川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市上下水道局競争入札における予定価格の事後公表の試行要綱に規定する予定価格の事後公表試行案件です。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	長沢浄水場 排水処理施設加圧脱水機3・4号修理工事
	履行場所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)
	履行期間	契約の日から平成22年11月30日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」、希望種目「水処理施設」に登録されていること。 (5) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年8月4日 午前10時30分(川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名	藤崎地区下水枝線第101号工事
	履行場所	川崎市川崎区藤崎1丁目地内
	履行期間	契約の日から200日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きよ」、ランク「B」に登録されていること。 (6) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年8月11日 午前10時(川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市上下水道局競争入札における予定価格の事後公表の試行要綱に規定する予定価格の事後公表試行案件です。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件6)

競争入札に付する事項	件 名	2号配水本管1200mm布設替に伴う地質調査業務委託
	履行場所	横浜市鶴見区矢向1丁目4番地先 ほかに1箇所
	履行期間	契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成21・22年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「地質調査」、希望種目「陸上ボーリング」に記載されていること。 (4) 設計書の内容を遵守し、確実に委託業務が遂行できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年8月6日 午前10時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件7)

競争入札に付する事項	件 名	2号配水本管1200mm布設替に伴う詳細設計業務委託
	履行場所	自：横浜市鶴見区矢向1丁目4番地先 至：横浜市鶴見区上末吉2丁目10番地先
	履行期間	契約の日から平成23年2月28日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成21・22年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、希望種目「上水道及び工業用水道部門」に記載されていること。 (4) 設計書の内容を遵守し、確実に委託業務が遂行できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年8月6日 午前11時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎区ほか中大口径管きょ実施設計委託第1号
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 間	契約の日から平成23年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成21・22年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、希望種目「下水道部門」に登録されていること。</p> <p>(4) 平成17年4月1日以降に次のア及びイの業務委託契約実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>ア 日本下水道協会が発行した「管更生の手引き(案)」に基づく、口径800ミリメートル以上の円形管又は短辺900ミリメートル以上の非円形断面の管きょについての更生工法(複合管)に係る基本設計又は実施設計</p> <p>イ 耐震実施設計(レベル1及び2)を含む、改築及び更新に係る実施設計</p> <p>(5) 技術士(総合技術監理部門)の資格を有する者を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年8月9日 午前11時30分(川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	宮前区ほか下水枝線実施設計委託第2号
	履 行 場 所	川崎市宮前区、高津区地内
	履 行 期 間	契約の日から平成23年8月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成21・22年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、希望種目「下水道部門」に登録されていること。</p> <p>(4) 平成17年4月1日以降に耐震実施設計(レベル1及び2)を含む下水管きょの設計業務委託の契約実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 技術士(総合技術監理部門)の資格を有する者を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年8月6日 午前11時30分(川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## 川崎市上下水道局公告第13号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年7月13日

川崎市上下水道事業管理者 齋藤力良

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	南町350mm～100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：川崎区小川町8番地先 至：川崎区南町22-4番地先 ほか1件
	履行期間	契約の日から185日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。</p> <p>(5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」に登載されていること。</p> <p>(6) 監理技術者(業種「水道施設」又は「土木」)を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るとと思われる参加申込者は主任技術者(業種「水道施設」又は「土木」)でも可とします。</p> <p>(7) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るとと思われる参加申込者は、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年8月23日 午前10時(川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	南町350mm～100mm配水管布設替に伴う給水管付替工事
	履行場所	自：川崎区小川町8番地先 至：川崎区南町22-4番地先 ほか1件
	履行期間	契約の日から155日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 川崎市川崎区又は幸区内に本社を有する中小企業であること。</p> <p>(5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「空調・衛生」、希望種目「給排水衛生設備」(川崎市上下水道指定)に登載されていること。</p> <p>(6) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。</p> <p>(7) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年8月23日 午前10時30分(川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市上下水道局競争入札における予定価格の事後公表の試行要綱に規定する予定価格の事後公表 試行案件です。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	下野毛3丁目300mm～100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：高津区下野毛1丁目10-10番地先 至：高津区下野毛3丁目15-6番地先 ほか2件
	履 行 期 間	契約の日から170日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」に記載されていること。 (6) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るとと思われる参加申込者は主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (7) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るとと思われる参加申込者は、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年8月23日 午前11時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市上下水道局競争入札における予定価格の事後公表の試行要綱に規定する予定価格の事後公表 試行案件です。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	細山送水ポンプ所機械設備設置工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田1-1-1（生田浄水場内）
	履 行 期 間	契約の日から平成24年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。	

	<p>(4) 平成21・22年度川崎市工事請負資格業者名簿に、業種「機械」、希望種目「水処理施設」に記載されていること。</p> <p>(5) 監理技術者（業種「機械器具設置」）を専任で配置できること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 平成9年4月1日以降に配水池又は配水塔における送水ポンプ据付の完工実績を有すること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117
入札日時等	平成22年8月27日 午前10時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名	細山送水ポンプ所電気設備設置工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田1-1-1（生田浄水場内）
	履 行 期 間	契約の日から平成24年3月14日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成21・22年度川崎市工事請負資格業者名簿に、業種「電気」、希望種目「その他の電気設備」、ランク「A」に記載されていること。</p> <p>(5) 監理技術者（業種「電気」）を専任で配置できること。</p> <p>(6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 平成9年4月1日以降に配水池又は配水塔におけるポンプ運転制御及び監視制御に係る電気設備工事（修理及び整備工事を除く。）の完工実績を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年8月27日 午前10時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件6)

競争入札に付する事項	件 名	施設再構築 長沢浄水場 管理棟、電気設備棟及び薬品棟築造に伴う機械設備工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1（長沢浄水場内）
	履 行 期 間	契約の日から平成23年11月30日まで
	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p>	

参加資格	(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負資格業者名簿の業種「空調・衛生」、希望種目「空気調和設備」及び「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「管」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者（業種「管」）でも可とします。 (7) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は、管工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117
入札日時等	平成22年8月27日 午前11時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市上下水道局競争入札における予定価格の事後公表の試行要綱に規定する予定価格の事後公表試行案件です。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件7)

競争入札に付する事項	件名	施設再構築 長沢浄水場 管理棟、電気設備棟及び薬品棟築造に伴う電気設備工事
	履行場所	川崎市多摩区三田5-1-1（長沢浄水場内）
	履行期間	契約の日から平成23年11月30日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負資格業者名簿に、業種「電気」、希望種目「その他の電気設備」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 主任技術者（業種「電気」）を専任で配置できること。 (7) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年8月27日 午前10時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市上下水道局競争入札における予定価格の事後公表の試行要綱に規定する予定価格の事後公表試行案件です。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## 上下水道局公告(調達)

### 川崎市上下水道局公告(調達)第11号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年7月26日

川崎市上下水道事業管理者 齋藤力良

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 購入物品及び数量

- ア デジタル水道メーター(修理) 13mm 7,800個
- イ デジタル水道メーター(修理) 20mm 15,000個
- ウ デジタル水道メーター(修理) 25mm 1,200個

##### (2) 購入物品の特質等

入札説明書によります。

##### (3) 納入場所

入札説明書によります。

##### (4) 納入期限

入札説明書によります。

##### (5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

##### (1) 川崎市上下水道局契約規程(昭和41年水道局規程第28号)第2条の規定に該当しないこと。

##### (2) 入札期日において、平成21・22年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「水道用品」に記載されていること。

なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種に記載のない者を含む)は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を平成22年8月11日までに行ってください。

##### (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

##### (4) 仕様書に定められた条件を満たすことについて上下水道事業管理者の確認を受けた購入物品を納入できること。

なお、上下水道事業管理者の確認を受けていない購入物品をもってこの入札に参加を希望する者は、入札説明書に添付される「水道メーターの確認の依頼について」に基づき、平成22年8月11日までに手続きを行ってください。

#### 3 入札説明書等の閲覧及び交付

次により、入札説明書等を閲覧することができます。また、希望者には次により無償で交付します。

##### (1) 場所 川崎市上下水道局総務部契約課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話 044-200-3115

##### (2) 期間 平成22年7月26日～平成22年8月11日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)  
午前8時30分～正午、午後0時45分～午後5時

#### 4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により1(1)の購入物品ごとにそれぞれ競争入札参加の申込みをしなければなりません。

##### (1) 配布

申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードできない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します(「入札情報かわさき」のアドレス<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)。

##### (2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、電子入札システムにより次の期間に提出してください。

提出期間 平成22年7月26日～平成22年8月11日  
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵便による提出は認めません。

##### (3) 問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市上下水道局総務部契約課 担当 宮田  
電話 044-200-3115

#### 5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類等を提出しなければなりません。

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入物品を確実に納入することができる者と認められた者に限り入札に参加することができます。

#### 6 仕様に関する問い合わせ先

川崎市上下水道局サービス推進部給水装置センター  
担当 小川

電話 044-544-6702

#### 7 確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成21・22年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、平成22年8月23日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成22年8月23日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

#### 8 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 9 入札の手続等

##### (1) 入札方法

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札に付すこととし、総価で行います。

##### ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 平成22年9月6日  
午前9時

##### イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 平成22年9月6日  
午前10時

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所第2庁舎4階  
上下水道局入札室

##### ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 平成22年9月3日 必着  
(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ

##### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年9月6日 午前10時

イ 場所 川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室

##### (3) 入札保証金

免除とします。

##### (4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入

札は、これを無効とします。

#### 10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

##### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市上下水道局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

#### 11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

#### 12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- a 7,800 13mm digital water meters (repair)
- b 15,000 20mm digital water meters (repair)
- c 1,200 25mm digital water meters (repair)

(2) Time limit for tender:

- a By electronic bidding system  
9:00 A.M., 6 September, 2010
- b Direct delivery  
10:00 A.M., 6 September, 2010
- c By mail  
3 September, 2010

(3) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE  
Contract Section  
General Affairs Department  
Waterworks Bureau  
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki-City, Kanagawa  
210-8577, Japan  
TEL:044-200-3115

#### 川崎市上下水道局公告(調達)第12号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特

例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成22年7月26日

川崎市上下水道事業管理者 齋藤力良

1 調達の名称及び数量

リモート水道メーター（新品）FRR20mm 1,400個

2 契約事務担当課の名称及び所在地

上下水道局総務部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

平成22年6月8日

4 落札者の氏名及び住所

愛知時計電機株式会社 横浜営業所

所長 藤田 新

横浜市中区尾上町5丁目77番2

5 落札金額

20,860,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成22年4月26日

川崎市上下水道局公告（調達）第13号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年7月26日

川崎市上下水道事業管理者 齋藤力良

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

施設再構築 長沢浄水場1系水処理施設電気設備工事

(2) 履行場所

川崎市多摩区三田5丁目1番1号（長沢浄水場内）

(3) 履行期間

契約の日から平成25年3月14日まで

(4) 工事概要

本工事は、長沢浄水場における受変電設備、自家発電設備、1系沈でん池設備、1系ろ過池設備、配水池設備等の施設再構築に伴い、当該施設を運転するための電気設備を配置するものです。

受変電設備工 一式、建築付帯設備工 一式、運転操作設備工 一式、配線配管設備工 一式、監視制御・計装設備工 一式

(5) 予定価格（税抜） 2,318,640,000円

本工事は、予定価格事前公表案件です。

(6) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申

込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式で行うことができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札の参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。

(4) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「電気」、希望種目「その他の電気設備」に記載されていること。

なお、現在平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に記載されていない者（入札参加業種に記載のない者を含む。）で当該入札に参加を希望する者は、平成22年8月5日（木）までに川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

(5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格審査申請時における経営事項審査結果通知書の「電気」の総合評定値が1,400点以上であること。

(6) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿における会社規模「大企業」であること。

(7) 監理技術者（業種「電気」）を専任で配置できること。

この場合において、監理技術者は、一般競争参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあり、直接かつ恒常的な雇用関係にあることを要します（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）。

なお、建設業法第7条第2号又は第15条第2号で規定された「営業所専任の技術者」については、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められているため、工事現場に専任配置することはできません。

(8) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定通知書を有していること。

(10) 平成17年4月1日以降に日量5万立方メートル以上の処理能力を有する水処理施設（浄水場等）について、監視制御設備の新設、増設又は更新工事の施工実績を有していること。

なお、実績提出方法の詳細は、8(1)を御覧ください。

3 設計図書類の閲覧

次により、設計図書類を閲覧することができます。

- (1) 閲覧場所 川崎市上下水道局総務部契約課  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話 044-200-3116
- (2) 閲覧期間 平成22年7月26日(月)～平成22年8月9日(月)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前8時30分～正午、午後0時45分～午後5時とします。)

#### 4 一般競争入札参加申込書等の配布及び提出先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

##### (1) 配布

申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」工事の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードできない場合には、上記3(2)の期間に、上記3(1)の場所で配布します。

※「入札情報かわさき」のアドレス

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>

##### (2) 提出場所及び期間

競争入札参加申込書は、電子入札システムにより平成22年7月26日(月)～平成22年8月9日(月)の午前8時～午後8時までに御提出ください。ただし、電子入札によりがたい者は、上記3(1)の場所に、上記3(2)の期間中に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵便による提出は認めません。

##### (3) 競争入札参加の申込みを行うときに必要な書類

ア 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていることを確認できる書類

イ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し

ウ 配置予定技術者届(入札情報かわさきの共通ダウンロードコーナー「上下水道局入札参加手続関係」の欄の「配置予定技術者届(単独工事及びJV代表構成員用)」を提出してください。)

エ 監理技術者資格者証(両面)及び監理技術者講習修了証の写し

オ 監理技術者資格者証で雇用関係が確認できない場合は、健康保険被保険者証とし同証を提出できない者は次のいずれかの書類でも可とします。

(ア) 区市町村作成の住民税特別徴収税額通知書

(イ) 社会保険事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書

(ウ) その他雇用関係が確認できる書類

カ 専任技術者証明書(市内業者の場合に限りです。)。なお、営業所の専任技術者の変更等については、建設業許可申請書の提出先にお問い合わせください。

#### 5 工事設計書・図面等の貸与、参加資格確認通知書等の交付及び質問書等の取り扱いについて

(1) 競争入札参加申込書を提出した者に限り、工事設計書・図面等をCD-ROMにより無償で貸与します。

ア 貸与場所 上記3(1)と同じ。

イ 貸与日時 平成22年8月18日(水)(午前8時30分～正午、午後0時45分～午後5時とします。)

(2) 競争入札参加申込書を提出した者には、平成21・22年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、平成22年8月31日に確認通知書を送付します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、上記3(1)の場所で次の日時に確認通知書を交付します。

交付日時 平成22年8月31日(火)(午前8時30分～正午、午後0時45分～午後5時とします。)

(3) 本工事に関する質問書の提出等について

ア 質問書提出場所 上記3(1)と同じ。

イ 質問書提出期間 平成22年8月18日(水)～平成22年8月24日(火)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前8時30分～正午、午後0時45分～午後5時とします。)

ウ 質問書提出方法 持参による。

(4) 本工事に関する質問回答書の配布について

ア 質問回答日 平成22年8月31日(火)

イ 質問回答方法 すべての質問及び回答を一覧表にして、上記5(2)の確認通知書の交付日に確認通知書に添付して交付します。また、委任先のメールアドレスを登録していない者には、質問回答書を交付します。

ウ 質問回答書交付場所 上記3(1)と同じ。

エ 質問回答書交付日時 平成22年8月31日(火) 午前9時～正午

(5) 質問回答書の閲覧場所及び期間等について

ア 閲覧場所 上記3(1)と同じ。

イ 閲覧期間 平成22年8月31日(火)～平成22年9月15日(水)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前8時30分～正午、午後0時45分～午後5時とします。)

#### 6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 設計図書等の貸与が認められなかったとき。
- (3) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札方法

(1) 入札方法

入札は次のいずれかによるものとし、入札金額は総価により行います。

なお、入札金額は、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

また、初度の入札額に相応する積算額が記入されている積算内訳書を、入札の際に入札書と併せて提出してください。

積算内訳書については、確認通知書受信後に取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「電子入札」の「電子入札を使う」にある「操作マニュアル」の「積算内訳書取得マニュアル」を御覧ください。

ア 電子入札システムによる入札

入札書の提出期限 平成22年9月16日(木)  
午前9時

イ 持参による入札

- (ア) 入札書の提出日時 平成22年9月16日(木)  
午前10時
- (イ) 入札書の提出場所 川崎市役所第2庁舎4階  
上下水道局入札室

ウ 書留郵便の送付による入札

書留郵便の送付による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書及び積算内訳書を入れて封印し、当該封筒に上記1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行った日に、上記3(1)の場所に必ず電話をしてください。

- (ア) 入札書の提出期限 平成22年9月15日(水)  
必着
- (イ) 入札所の提出場所 上記3(1)と同じ。

(2) 開札の日時及び場所

- ア 日時 平成22年9月16日(木) 午前10時
- イ 場所 川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室

(3) 入札保証金

免除とします。

8 落札者の決定及び参加資格の審査等

- (1) 落札候補者については、上記2(10)に掲げる施工実績を確認できる書類として、履行証明書又は契

約書の写し(契約書の写しを提出する場合には発注者の証明は不要です。)及び仕様書・CORINS等の写し並びにその他電話連絡時に指定する書類を速やかに提出してください。

- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査を実施し、その者の入札価格が著しく低価格(調査基準価格を下回る入札価格)の場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適切な履行の確保についての適否を判断し、落札者を判定します。これらの審査等の結果当該落札候補者に資格がないと認めるとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査等を実施し落札者を決定します。

なお、調査基準価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「契約関係規定」の「川崎市上下水道局建設工事低価格調査取扱要領」及び「川崎市上下水道局建設工事低価格調査運用指針」を御覧ください。

(3) 入札の無効

- ア 上記6に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- イ 応札時に入札書と一緒に提出した積算内訳書に不備のある場合は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

契約金額の10パーセントとします。なお、川崎市上下水道局財務規程第8条に定める有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることが出来ます。

ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金の支払い

前払金制度を適用します。(ただし、限度額があります。)

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約規程等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

## 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本公告に関する問い合わせ先  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市上下水道局総務部契約課 担当 沼田  
電話 044-200-3116
- (3) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事です。

## 11 Summary

- (1) Facility Renovation Nagasawa Water Purification Plant Water Treatment Facility 1 Electricity Installation
- (2) Time limit for tender:
  - a By electronic bidding system  
9:00 A.M. September 16, 2010
  - b Direct delivery  
10:00 A.M. September 16, 2010
  - c By mail  
September 15, 2010
- (3) Contact point for the notice:  
KAWASAKI CITY OFFICE  
Contract Section  
General Affairs Department  
Waterworks Bureau  
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-Ward  
Kawasaki-City, Kanagawa  
210-8577, Japan  
TEL:044-200-3116

---

## 病 院 局 規 程

---

**川崎市病院局規程第30号**

川崎市病院局公共工事の前払金に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成22年7月13日

川崎市病院事業管理者 秋 月 哲 史

川崎市病院局公共工事の前払金に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局公共工事の前払金に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第45号）の一部を次のように改正する。

本則中「病院事業管理者」の次に「と、「川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第44条第1項に規定する内払」とあるのは「川崎市病院局契約規程（平成17

年病院局規定第39号）第45条第1項に規定する部分払」と、「川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第9号様式（2）」とあるのは「川崎市病院局会計規程（平成17年病院局規程第36号）第121条第16号」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。  
（川崎市病院局契約規程の一部改正）
- 2 川崎市病院局契約規程（平成17年病院局規程第39号）の一部を次のように改正する。  
第46条第2項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条第3項中「の工事」の次に「又は前払金に関する規則第2条第2項に規定する中間前払金が支払われた工事」を、「部分払」の次に「（別に定めるものを除く。）」を加える。

---

## 病 院 局 公 告（調 達）

---

**川崎市病院局公告（調達）第33号**

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年7月26日

川崎市病院事業管理者 秋 月 哲 史

## 1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。  
病院局総務部庶務課契約係（以下「病院局契約係」といいます。）  
川崎市川崎区東田町5-2 川崎野村證券ビル4階 電話044-210-2172
- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。  
[http://www.city.kawasaki.jp/35/35byoin/byoin\\_keiyaku/jouhou/keiyaku\\_top.htm](http://www.city.kawasaki.jp/35/35byoin/byoin_keiyaku/jouhou/keiyaku_top.htm)
- (3) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後0時45分から午後5時までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

- ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約係窓口で受け付けます。
- イ 本書において「名簿」とは、「平成21・22年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
  - (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
  - (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
  - (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
  - (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
- ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 仕様等に関する問合せの方法について
 

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- (6) 入札及び開札について
  - ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区東田町5-2 川崎野村證券ビル5階）

- イ 入札を行い、又は開札に立ち会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。
  - なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。
- ウ 入札保証金は免除します。
- エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。
  - 入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。
- オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。
- (7) 契約の締結について
  - 落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。
    - ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。
    - イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する全身麻酔器の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	履行期限	平成23年3月31日（木）まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競争参加の申込	平成22年7月26日（月）から平成22年7月30日（金）まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
契約保証金	契約保証金の納付は免除とします。	
入札及び開札	平成22年8月10日（火） 午前10時00分	

## 消 防 局 公 告

### 川崎市消防局公告第6号

サイレンの吹鳴について

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成22年7月1日

川崎市消防長 福元幸徳

訓練 1	日 時	平成22年7月7日(水) 10時00分～11時30分
	場 所	川崎区東扇島 対象物名等 東扇島東公園船溜岸壁
	消防隊数	消防隊 9隊 <span style="float: right;">計9隊</span>

## 消 防 局 訓 令

### 川崎市消防局訓令第20号

局内一般

消 防 署

川崎市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年7月12日

川崎市消防長 福元幸徳

川崎市火災予防査察規程の一部を改正する

訓令

川崎市火災予防査察規程(平成17年消防局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第24条の3」に改め、第3章第3節の次に次の1節を加える。

第4節 火災予防に直接関係しない規定の確認等(第24条の2・第24条の3)

第1条中「立入検査及び火災予防に関する違反(違反でない状態又は行為で、行政上の措置を必要とするものを含む。)の処理」を「立入検査、違反処理(違反でない状態又は行為で、行政上の措置を必要とするものを含む。)等」に改める。

第2条第1項第3号中「違反が認められる事項」を「火災予防に関する違反事項及び火災予防に直接関係しない消防法令の規定の不備事項(以下「違反等」という。)」に改め、同項第15号中「違反が認められる事項」を「違反等」に、「違反の事実」を「当該事実」に、「違反の是正又は火災危険」を「、是正又は火災危険等」に改め、同項第16号中「違反が認められる事項」を「違

反等」に、「違反の是正又は火災危険」を「、是正又は火災危険等」に改め、同項第17号中「火災危険」を「火災危険等」に改め、同項第20号中「第6号」を「第6項」に改め、「意思表示」の次に「及び法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づき、同条第1項の規定による特例認定の効力を将来に向かって失わせる意思表示」を加え、同項第22号中「法第8条の2の3第5項」の次に「及び法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第5項」を加え、同項第24号を第25号とし、第6号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 関係者等 検査対象物の関係者、防火管理者、統括防火管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員、法第36条の規定に基づく防災管理者、石炭法第17条の規定に基づく防災管理者、副防災管理者又はその他責任ある者をいう。

第14条第1項を次のように改める。

第14条 消防長又は消防署長は、川崎市消防建築同意事務処理規程(平成7年消防局訓令第1号)別表第1に違反しているおそれがある建築物を確認した場合には、特定行政庁への通知等により改善指導に努めるものとする。

同条第2項中「、他法令違反が存する対象物」を「、他法令違反が存するおそれのある対象物」に改める。

第17条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 防災管理等の状況

第19条第1項第1号を次のように改める。

(1) 努めて検査対象物の関係者等の立会いを求めること。

第3章第3節の次に次の1節を加える。

第4節 火災予防に直接関係しない規定の確認等

(火災予防に直接関係しない規定の確認)

第24条の2 消防法令の規定であっても、法第36条関係規定等の火災予防に直接関係しない規定(以下「法第36条関係規定等」という。)については、法第4条にいう資料提出命令権、報告徴収権及び立入検査権を行使することができないため、法第4条によらない方法により、当該規定の不備等の確認を行うこと。

なお、法第36条関係規定等に関して、法第4条に基づく立入検査の際に併せて、不備等の確認を行おうとする場合は、相手方の任意の協力に基づき行うこと。

(火災予防に直接関係しない規定の是正指導)

第24条の3 検査員は、前条による確認の結果、法第36条関係規定等に係る不備事項を認めた場合は、履行義務者又は関係者等に対し通知し、不備事項が是正され

るまで、違反処理等必要な措置を講じなければならない。

第27条第1項第1号中「、別表第4及び第4の2」を「、別」に、同項第2号中「、別表第5及び第5の2」を「、別」に改める。

第33条第1項第1号中「法第8条の2の3第6項」の次に「及び法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項」を加え、同条第2項第1号中「、第8条の2の2第4項、第8条の2の3第8項」を「及び法第36条第1項において準用する法第8条第4項」に改める。

第36条第1項中「及び第17条の4第1項及び第2項」を「、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項及び第2項、第36条第1項において準用する第8条第3項及び第4項並びに第8条の2第3項」に、「公告」を「公示」に改める。

第40条の2中「、法第8条の2の3第6項の規定による認定の取消し」を「、認定の取消し」に改める。

別表第1中

「

年度毎に査察基本計画で実施対象物を指定する

」

を

「

年度毎に査察基本計画に基づき各署で実施対象物を指定する。

」

に改める。

別表第3 予防要員・局検査員の項中「消防法施行規則第13条第2項で定められるものであって」を削る。

別表第4 から別表第5 の2 までを削る。

第9号様式から第9号様式(3)までを次のように改める。

## 第9号様式 (第23条関係)

## 防火対象物立入検査票

名称(棟・管理区分名称)		立入検査年月日 年 月 日		本署・( ) 出張所 ( ) 管区		
検査者氏名						
立会者		検査区分	全体・共用	テナント		
区分	検査項目			判定	改善期間	
防火管理	(1)防火管理者が選任され届出されているか。(変更等ないか)			適・不適	10日以内	
	(2)消防計画・共同防火管理協議事項が作成され、かつ届出されているか。			適・不適	20日以内	
	(3)消防訓練を実施しているか。			適・不適	20日以内	
	(4)避難口・廊下・階段・通路・防火戸等の避難障害はないか。又防火戸の閉鎖に障害となる物件はないか。			適・不適	即時	
	(5)防火戸の機能は有効に保持されているか。			適・不適	15日以内	
	(6)消防用設備等又は特殊消防用設備等点検結果報告書が提出されているか。			適・不適	30日以内	
	(7)防火対象物定期点検結果報告書が提出されているか。			適・不適	30日以内	
	(8)自衛消防組織が設置され届出されているか。			適・不適	20日以内	
※機能については消防用設備等点検結果報告書による	消火器	(1)適正な位置に設置されているか。(未設置を含む)			適・不適	5日以内
		(2)標識は見やすい位置にあるか。			適・不適	5日以内
	屋内消火栓	(1)扉は容易に開閉できるか。			適・不適	5日以内
		(2)表示灯は容易に確認できるか。			適・不適	5日以内
	自動火災報知設備	(1)発信機(押ボタン)の周囲に障害物はないか。			適・不適	5日以内
		(2)表示灯は容易に確認できるか。			適・不適	5日以内
		(3)受信機、感知器は適正に設置されているか。(未設置を含む)			適・不適	90日以内
		(4)受信機はベル停止状態になっていないか。			適・不適	即時
	避難器具	(1)適正な位置に設置されているか。(未設置を含む)			適・不適	30日以内
		(2)操作障害となる物品等はないか。			適・不適	5日以内
誘導灯	点灯しているか。			適・不適	5日以内	
その他	(1)火気使用について(設備の管理・器具の取扱い・燃料その他)			適・不適	即時	
調査事項	(1)増改築・用途変更等の有無			無・有		
	(2)無許可・無届出の危険物はないか。			無・有		
	(3)消防活動上の障害(看板等)はないか。			無・有		
備考						

※1 その他については、検査項目に該当しない不備があった場合に記入すること。

2 改善期間には検査日を含む。

区分	検査項目	判定	改善期間
そ の			
他			

第9号様式(2) (第21条関係)

防火対象物立入検査結果通知票

名称(棟・管理区分名称)		立入検査年月日 年 月 日		本署・( ) 出張所 ( ) 管区		
検査者氏名						
立会者		検査区分	全体・共用	テナント		
区分	検査項目			判定	改善期間	
防火管理	(1)防火管理者が選任され届出されていますか。(変更等ないですか)			適・不適	10日以内	
	(2)消防計画・共同防火管理協議事項が作成され、かつ届出されていますか。			適・不適	20日以内	
	(3)消防訓練を実施していますか。			適・不適	20日以内	
	(4)避難口・廊下・階段・通路・防火戸等の避難障害はないですか。又防火戸の閉鎖に障害となる物件はないですか。			適・不適	即時	
	(5)防火戸の機能は有効に保持されていますか。			適・不適	15日以内	
	(6)消防用設備等又は特殊消防用設備等点検結果報告書が提出されていますか。			適・不適	30日以内	
	(7)防火対象物定期点検結果報告書が提出されていますか。			適・不適	30日以内	
	(8)自衛消防組織が設置され届出されていますか。			適・不適	20日以内	
※機能については消防用設備等点検結果報告書による	消火器	(1)適正な位置に設置されていますか。(未設置を含む)			適・不適	5日以内
		(2)標識は見やすい位置にありますか。			適・不適	5日以内
	屋内消火栓	(1)扉は容易に開閉できますか。			適・不適	5日以内
		(2)表示灯は容易に確認できますか。			適・不適	5日以内
	報知設備 自動火災	(1)発信機(押ボタン)の周囲に障害物はないですか。			適・不適	5日以内
		(2)表示灯は容易に確認できますか。			適・不適	5日以内
		(3)受信機、感知器は適正に設置されていますか。(未設置を含む)			適・不適	90日以内
		(4)受信機はベル停止状態になっていませんか。			適・不適	即時
	避難器具	(1)適正な位置に設置されていますか。(未設置を含む)			適・不適	30日以内
		(2)操作障害となる物品等は置かれていませんか。			適・不適	5日以内
誘導灯	点灯していますか。			適・不適	5日以内	
その他	(1)火気使用について(設備の管理・器具の取扱い・燃料その他)			適・不適	即時	
調査事項	(1)増改築・用途変更等がありますか。			無・有		
	(2)無許可・無届出の危険物がありますか。			無・有		
	(3)消防活動上の障害(看板等)がありますか。			無・有		
備考						
問合せ先	※改善結果・計画書は、10日以内に下記まで提出してください。 川崎市消防局 消防署 出張所 課 係 電話 044- - (担当 )					

区分	検査項目	判定	改善期間
そ の			
他			

第9号様式(3) (第22条関係)

改 善 結 果 ・ 計 画 書

年 月 日

(あて先) 川崎市(消防長・ 消防署長)

住所

届出者 (所在地)

氏名

年 月 日の検査に基づく不備事項の改善計画については、次のとおりです。

(ビル・テナントの所在地・名称等：川崎市 区 )

区分	検査項目	判定	改善予定年月日
防火管理	(1) 防火管理者が選任され届出されていますか。(変更等ないですか)	適・不適	
	(2) 消防計画・共同防火管理協議事項が作成され、かつ届出されていますか。	適・不適	
	(3) 消防訓練を実施していますか。	適・不適	
	(4) 避難口・廊下・階段・通路・防火戸等の避難障害はないですか。又防火戸の閉鎖に障害となる物件はないですか。	適・不適	
	(5) 防火戸の機能は有効に保持されていますか。	適・不適	
	(6) 消防用設備等又は特殊消防用設備等点検結果報告書が提出されていますか。	適・不適	
	(7) 防火対象物定期点検結果報告書が提出されていますか。	適・不適	
	(8) 自衛消防組織が設置され届出されていますか。	適・不適	
※機能については消防用設備等点検結果報告書による	消火器	(1) 適正な位置に設置されていますか。(未設置を含む)	適・不適
		(2) 標識は見やすい位置にありますか。	適・不適
	屋内消火栓	(1) 扉は容易に開閉できますか。	適・不適
		(2) 表示灯は容易に確認できますか。	適・不適
	報知設備 自動火災	(1) 発信機(押ボタン)の周囲に障害物はないですか。	適・不適
		(2) 表示灯は容易に確認できますか。	適・不適
		(3) 受信機、感知器は適正に設置されていますか。(未設置を含む)	適・不適
		(4) 受信機はベル停止状態になっていませんか。	適・不適
	避難器具	(1) 適正な位置に設置されていますか。(未設置を含む)	適・不適
		(2) 操作障害となる物品等は置かれていませんか。	適・不適
誘導灯	点灯していますか。	適・不適	
その他	(1) 火気使用について(設備の管理・器具の取扱い・燃料その他)	適・不適	
調査事項	(1) 増改築・用途変更等がありますか。	無・有	
	(2) 無許可・無届出の危険物がありますか。	無・有	
	(3) 消防活動上の障害(看板等)がありますか。	無・有	

※結果欄の不適に○のある違反の改善予定年月日を記入してください。

又不備事項が改善されたものは「○○日完了」と記入してください。

(検査担当 )

区分	消防署からの確認事項	結果	改善予定年月日
そ の		適・不適	
他			

第17号様式を次のように改める。

|

第17号様式 (第31条関係)

		川消 第 号
		年 月 日
住所 氏名	様	
	川崎市消防長 (消防署長)	印
	警 告 書	
所在地 名 称		
上記対象物は、		と認めるので、下記のとおり 履行するよう警告します。
なお、この警告に従わない場合は、法律に基づく措置を行うことがあります。		
命令を行ったときは、当該対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示します。		
1 警告事項		
2 その他の事項		

注 この内容に疑義があるとき又は警告事項を是正したときは、川崎市 (消防局・  
消防署 課 係TEL ) に連絡又は届け出てください。

第25号様式を次のように改める。

|

第 2 5 号 様 式 ( 第 4 5 条 関 係 )

川 消 第 号  
年 月 日

地方裁判所  
民事 部 御中

川崎市消防長 (消防署長) 印

通 知

消防法第46条の5の規定に基づく過料に処せられるべき事件を発見したので次のとおり通知します。

1	違反者の氏名	氏 名	
	及び住所	住 所	
2	違反对象物の名称等及び管理権原者	名 称	
		所 在	
		変更前の 管 理 権 原 者	
3	該 当 法 条	<input type="checkbox"/> 消防法第8条の2の3第5項 (防火対象物点検特例認定対象物の管理の変更の届出) <input type="checkbox"/> 消防法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第5項 (防災管理点検特例認定対象物の管理の変更の届出)	
4	添 付 書 類		



附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**教育委員会公告**

川崎市教育委員会公告第1号

平成23年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱を次のとおり制定します。

平成22年7月1日

川崎市教育委員会  
委員長 佐々木 武 志

1 募集の区分

川崎市立の高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募 集 の 区 分	課 程
中学校卒業見込みの者及び中学校既卒業者に係る募集（以下「一般募集」という。）	全日制の課程
	定時制の課程

2 志願資格

入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であって、かつ、川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年川崎市教育委員会規則第7号）に定める通学区域（以下「学区」という。）の要件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準じる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者
- (2) 中学校を平成23年3月31日までに卒業する見込み、又は修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を平成23年3月31日までに修了する見込みの者

3 学区の確認

学区の確認に関し必要な事項は、川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

4 募集の方法

- (1) 一般募集は、各高等学校の各課程の学科ごとに行う。ただし、次の(2)及び(3)については、この限り

ではない。

- (2) 川崎総合科学高等学校の定時制の課程に関する学科のうち、電気科及び電子科に係る募集は、二つの学科を一括して行う。
- (3) 橘高等学校の定時制の課程の普通科に係わる募集は、それぞれ3年制及び4年制ごとに行う。

5 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	募 集 期 間	
		前期選抜	後期選抜
一般募集	全日制の課程	平成23年 1月18日(火)から 同月20日(木)まで	平成23年 2月4日(金)及び 同月7日(月)
	定時制の課程		平成23年 3月2日(水)及び 同月3日(木)

6 志願

- (1) 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料を納付したうえ、志願先の高等学校の校長に、入学願書を提出するものとする。ただし、前記5における前期選抜にあつては、入学願書及び自己PR書を提出するものとする。また、後期選抜にあつては、面接を実施する学校の校長が自己PR書の提出を求める場合には、これを提出するものとする。

- (2) 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一つの高等学校の一つの学科に限る。

ただし、前記4の(2)により、複数の学科を一括して募集するものは、それを一つの学科とみなす。

また、後期選抜の志願においては、工業に関する学科にあつては同じ高等学校の他の工業に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。

なお、前期選抜に合格した者は、後期選抜に志願することはできない。

7 志願変更

- (1) 志願変更の対象

- ① 前期選抜  
前期選抜における志願変更は認めない。
- ② 後期選抜  
一般募集に係わる志願の手続きを完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う一般募集又は同じ高等学校の他の一般募集に志願変更することができる。

なお、専門学科をおく高等学校における前記6の(2)による希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することができる。

- (2) 志願変更の期間

課 程	志 願 変 更 期 間
全日制の課程	平成23年2月9日(水)及び 同月10日(木)
定時制の課程	平成23年3月4日(金)及び 同月7日(月)

**8 選抜の方法**

- (1) 中学校の校長は、志願した者の調査書及び学習成績一覧表を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。
- (2) 高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記9の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。

- (3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

**9 選抜のための検査**

- (1) 前期選抜  
面接とし、各高等学校が必要に応じて作文、実技検査又は自己表現活動を実施するものとする。
- (2) 後期選抜  
学力検査及び各高等学校が必要に応じて実施する面接、作文、実技検査又は自己表現活動とし、それぞれの検査の実施については、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	学 力 検 査	面 接	作 文	実 技 検 査	自己表現活動
一般募集	全日制の課程 普通科	国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)の5教科のうち、3教科から5教科の範囲で各高等学校の校長が定めた教科	—	—	—	—
	全日制の課程 専門学科		実施する場 合がある	実施する場 合がある	実施する場 合がある	実施する場 合がある
	定時制の課程	国語、数学及び外国語(英語)の3教科				

備考 定時制の課程の志願者のうち、20歳以上の者(平成23年4月1日現在)については、作文をもって学力検査に代えることができる。

- (3) 海外から移住してきた者又は中国引揚者その他永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。
- (4) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

**10 学力検査等の期日**

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次表のとおりとする。

(1) 前期選抜

課 程	検 査 の 期 日	合 格 発 表 の 期 日
全日制の課程 定時制の課程	平成23年 1月25日(火)及び 同月26日(水)	平成23年 2月1日(火)

(2) 後期選抜

課 程	検 査 の 期 日	合 格 発 表 の 期 日
全日制の課程	平成23年 2月17日(木)及び 同月18日(金)	平成23年 2月25日(金)
定時制の課程	平成23年 3月10日(木)	平成23年 3月16日(水)

**11 二次募集**

教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

(1) 志願資格

前記2に定める志願資格を有する者であって、かつ、志願時において、平成23年度国立、公立、私立高等学校(高等専門学校を含む)の合格者になっていない者とする。

(2) 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	募 集 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制 の課程	平成23年3月1日(火)及び 同月2日(水)
	定時制 の課程	平成23年3月18日(金)及び 同月22日(火)

(3) 志願変更

志願変更することができる課程及びその期間は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	志 願 変 更 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制 の課程	平成23年3月3日(木)及び 同月4日(金)
	定時制 の課程	平成23年3月23日(水)

(4) 学力検査の内容

- ① 全日制の課程については、国語、数学、外国語（英語）の3教科の学力検査を実施する。また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、面接を実施することができる。
- ② 定時制の課程については、面接を実施する。

(5) 学力検査等の期日

学力検査等の期日は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	学力検査の期日	面接の期日	合格者の発表の期日
一般募集 (二次募集)	全日制の課程	平成23年 3月8日 (火)	同 左	平成23年 3月11日 (金)
	定時制の課程		平成23年 3月24日 (木)	平成23年 3月28日 (月)

12 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等に際して、不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

13 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 高等学校の校長は、前記(1)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

14 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、川崎市立の高等学校の入学者の募集及び選抜に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

監 査 告 示

川崎市監査告示第3号

包括外部監査人の監査に関する事務の補助について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人丸山邦彦の監査に関する事務を次の者に補助させることについて協議が調ったので、次のとおり告示します。

平成22年7月1日

川崎市監査委員 松 川 欣 起  
 同 奥 宮 京 子  
 同 後 藤 晶 一

同 宮原春夫

氏 名	住 所	補助できる期間
星野 光信	東京都板橋区加賀2丁目18番28-505号	平成22年7月1日から 平成23年3月31日まで

職員共済組合公告

川崎市共済公告第12号

川崎市職員共済組法定款第36条の規定に基づき、平成21年度決算を次のとおり公告します。

平成22年7月5日

川崎市職員共済組合

理事長 砂 田 慎 治

- 1 平成21年度決算（別紙のとおり）
- 2 議決年月日 平成22年6月30日  
平成21年度 決 算 書  
川崎市職員共済組合

短 期 経 理  
貸 借 対 照 表

平成22年3月31日現在

借		方	金 額	貸		方	金 額
	円	円	円		円	円	円
<u>流動資産</u>			4,250,779,448	<u>流動負債</u>			3,173,491,795
普通預金		3,457,485,934		未払金		26,250	
証券投資信託		703,460,364		預り金		148,362	
立替金		19,034		前受収益		1,305,282	
未収金		256,116		仮受金		3,172,011,901	
支払基金委託金		89,558,000					
				<u>固定負債</u>			564,700,620
				支払準備金		564,700,620	
				<u>剰余金</u> <u>(欠損金)</u>			512,587,033
				利益剰余金		514,928,731	
				欠損金補てん積立金	343,530,346		
				短期積立金	171,398,385		
				欠損金		△ 2,341,698	
				介護繰越欠損金	△ 2,341,698		
資 産 合 計			4,250,779,448	負債・資本合計			4,250,779,448

短 期 経 理  
損 益 計 算 書

自 平成21年4月 1日  
至 平成22年3月31日

損		失		金 額	利		益		金 額
	円	円	円		円	円	円	円	円
<u>経常費用</u>				2,351,754,737	<u>経常収益</u>				3,433,767,401
事業費用		2,351,754,737			事業収益		3,062,449,760		
保健給付	522,747,331				短期負担金	1,435,780,986			
休業給付	322,130,805				介護負担金	104,665,772			
災害給付	0				短期掛金	1,416,908,674			
附加給付	7,092,300				介護掛金	104,638,338			
退職者給付拠出金	115,296,000				短期任意継続掛金	416,173			
前期高齢者納付金	470,636,000				介護任意継続掛金	30,192			
後期高齢者支援金	441,988,000				雑収入	9,625			
病床転換支援金	288,000				補助金等収入		370,928,532		
介護納付金	211,676,000				育児・介護休業手当金交付金	281,370,532			
一部負担金払戻金	4,405,600				補助金	89,558,000			
連合会拠出金	255,494,701				事業外収益		389,109		
					短期利息及び短期配当金	209,360			
<u>繰入金</u>				4,964,722	賠償金	179,749			
業務経理へ繰入		4,964,722			<u>当期損失金</u>				2,341,698
<u>次年度繰越支払準備金</u>				564,700,620	当期介護損失金		2,341,698		
次年度繰越支払準備金		564,700,620							
<u>当期利益金</u>				514,689,020					
当期短期利益金		514,689,020							
合 計				3,436,109,099	合 計				3,436,109,099



長 期 経 理  
損 益 計 算 書

自 平成21年4月 1日  
至 平成22年3月31日

損 失		金 額		利 益		金 額	
	円	円	円	円	円	円	円
経常費用			26,269,934,144	経常収益			22,107,390,613
事業費用		26,269,934,144		事業収益		19,908,514,168	
退職給付	17,364,549,885			負担金	12,152,958,915		
障害給付	95,928,023			掛金	6,538,720,500		
遺族給付	3,322,887,649			退職一時金等 返還金	26,925,753		
基礎年金拠出 金負担金	5,486,568,587			基礎年金交付金	1,189,909,000		
繰入金			34,391,740	運用収入		2,198,876,445	
業務経理へ繰入		34,391,740		利息及び配当金	2,088,291,445		
次年度繰越支払 準備金			100,000	償還差益	1,300,000		
次年度繰越支払 準備金		100,000		有価証券売却益	109,285,000		
次年度繰越長期 給付積立金			173,077,243,190	前年度繰越支払 準備金		100,000	
次年度繰越長期 給付積立金		173,077,243,190		前年度繰越長期 給付積立金			177,274,178,461
				前年度繰越長期 給付積立金		177,274,178,461	
合 計			199,381,669,074	合 計			199,381,669,074

業 務 経 理  
貸 借 対 照 表

平成22年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
<u>流動資産</u>			76,311,980	<u>流動負債</u>	34,626,914
普通預金	18,837,149			未払金	30,531,932
証券投資信託	57,422,847			未払費用	3,990,982
立替金	51,984			預り金	104,000
<u>固定資産</u>			619,846	<u>剰余金</u>	42,304,912
(有形固定資産)		458,946		資本剰余金	1,107,108
器具及び備品	458,946			別途積立金	1,107,108
(無形固定資産)		160,900		利益剰余金	41,197,804
電話加入権	160,900			積立金	41,197,804
資 産 合 計		76,931,826		負 債 ・ 資 本 合 計	76,931,826

業 務 経 理  
損 益 計 算 書

自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
<u>経常費用</u>			95,093,847	<u>経常収益</u>	67,317,353
事業費用		95,093,847		事業収益	66,599,044
役員報酬	52,000			負担金	66,521,922
職員給与	18,422,874			雑収入	77,122
旅 費	207,319			補助金等収入	633,108
事務費	11,158,797			補助金	633,108
委託費	51,304,366			事業外収益	85,201
貸借料	2,439,638			利息及び配当金	85,201
普及費	3,110,330			<u>繰入金</u>	39,356,462
負担金	1,602,519			短期経理より	4,964,722
選挙費	10,860			繰入	
連合会分担金	6,691,000			長期経理より	34,391,740
雑費	30,000			繰入	
減価償却費	64,144				
<u>当期利益金</u>			11,579,968		
当期利益金		11,579,968			
合 計		106,673,815		合 計	106,673,815

保 健 経 理  
貸 借 対 照 表

平成22年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
<u>流動資産</u>			87,607,952	<u>流動負債</u>	16,323,089
普通預金	81,830,823		未払金	16,062,416	
立替金	23,610		未払費用	233,920	
未収金	5,753,519		預り金	26,753	
			<u>剰余金</u>		521,284,863
<u>固定資産</u>		450,000,000	資本剰余金	450,000,000	
(無形固定資産)		450,000,000	別途積立金	450,000,000	
施設預託金	450,000,000		利益剰余金	71,284,863	
			積立金	71,284,863	
資 産 合 計		537,607,952	負 債 ・ 資 本 合 計		537,607,952

保 健 経 理  
損 益 計 算 書

自 平成21年4月 1日  
至 平成22年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
<u>経常費用</u>			67,639,467	<u>経常収益</u>	588,924,330
事業費用	67,639,467		事業収益	138,921,643	
職員給与	2,562,825		負担金	66,606,756	
厚生費	46,987,486		掛金	66,574,877	
特定健康診査等費	14,971,116		施設収入	5,740,010	
旅 費	2,100		補助金等収入	450,000,000	
事務費	221,208		補助金	450,000,000	
委託費	1,302,000		事業外収益	2,687	
貸借料	428,042		利息及び配当金	2,687	
普及費	190,479				
負担金	974,211				
<u>当期利益金</u>		521,284,863			
当期利益金	521,284,863				
合 計		588,924,330	合 計		588,924,330

貯 金 経 理  
貸 借 対 照 表

平成22年3月31日現在

借		方		金 額	貸		方		金 額
	円	円	円		円	円	円	円	
<u>流動資産</u>			126,613,916	<u>流動負債</u>				6,325,554,499	
普通預金		12,638,543		組合員貯金		6,308,536,212			
定期預金		100,000,000		積立貯金	6,308,536,212				
未収収益		13,975,373		未払費用		17,018,287			
<u>固定資産</u>			6,451,110,076	<u>剰余金</u>				252,169,493	
金銭信託		605,719,814		利益剰余金		252,169,493			
投資有価証券		5,845,390,262		欠損金補てん積立金	252,169,493				
国債	1,198,126,000								
地方債	1,798,616,000								
公営企業債	398,955,000								
社債	1,299,880,000								
証券投資信託	51,619,262								
諸債券	1,098,194,000								
資 産 合 計				6,577,723,992	負債・資本合計				6,577,723,992

貯 金 経 理  
損 益 計 算 書

自 平成21年4月 1日  
至 平成22年3月31日

損		失		金 額	利		益		金 額
	円	円	円		円	円	円	円	
<u>経常費用</u>			35,417,380	<u>経常収益</u>				82,079,903	
事業費用		35,417,380		運用収入		82,079,903			
事務費	121,905			利息及び配当金	82,009,903				
支払利息	35,295,475			償還差益	70,000				
<u>当期利益金</u>			46,662,523						
当期利益金		46,662,523							
合 計				82,079,903	合 計				82,079,903

貸 付 経 理  
貸 借 対 照 表

平成22年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
円	円	円	円	円	円
流動資産		1,544,236,668	流動負債		4,061,285
普通預金	41,851,092		未払金	3,587,179	
証券投資信託	1,481,335,342		未払費用	474,106	
未収金	21,050,234		固定負債		12,220,000,000
固定資産		13,018,264,873	長期借入金	12,220,000,000	
投資その他の資産	13,018,264,873		剰余金		2,338,440,256
組合員貸付金	13,018,264,873		利益剰余金	2,338,440,256	
			欠損金補てん積立金	2,338,440,256	
資 産 合 計		14,562,501,541	負 債 ・ 資 本 合 計		14,562,501,541

貸 付 経 理  
損 益 計 算 書

自 平成21年4月 1日  
至 平成22年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
円	円	円	円	円	円
経常費用		392,560,407	経常収益		399,925,079
事業費用	392,560,407		事業収益	359,873,453	
職員給与	2,639,339		組合員貸付金利息	359,873,453	
旅費	152,869		事業外収益	40,051,626	
事務費	2,252,929		利息及び配当金	13,971,989	
賃借料	618,555		団信特約保証料	26,079,637	
保険料	51,847,839				
普及費	2,011,436				
委託費	5,347,128				
支払利息	325,996,273				
負担金	1,684,039				
雑費	10,000				
当期利益金		7,364,672			
当期利益金	7,364,672				
合 計		399,925,079	合 計		399,925,079

基礎年金支払経理  
貸借対照表

平成22年3月31日現在

借		方		金 額	貸		方		金 額
	円	円	円	円		円	円	円	円
<u>流動資産</u>				0	<u>剰余金</u>				0
当座預金		0			利益剰余金		0		
資 産 合 計				0	負債・資本合計				0

基礎年金支払経理  
損益計算書

自 平成21年4月 1日  
至 平成22年3月31日

損		失		金 額	利		益		金 額
	円	円	円	円		円	円	円	円
<u>経常費用</u>				495,833,609	<u>経常収益</u>				495,833,609
事業費用		495,833,609			事業収益		495,833,609		
基礎年金	494,982,307				基礎年金国庫金	495,833,609			
基礎年金返還金	851,302								
合 計				495,833,609	合 計				495,833,609